

大阪府看護学校協議会 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、大阪府看護学校協議会（以下「本会」という）という。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を、本会の会長が所属する看護師等養成所(以下「看護学校」という)内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、大阪府内に設置された看護学校の管理、運営及び教育に関することを協議し、看護教育の発展向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次に掲げる事業を行う。

- (1) 看護学校の管理、運営及び経営に関する事項
- (2) 看護学校の教育内容に関する事項
- (3) 看護教育の事業に関して、大阪府その他関係機関並びに団体との連絡協議に関する事項
- (4) 看護学校相互の連絡及び協議に関する事項
- (5) 看護教員の研修並びに研究に関する事項
- (6) 学生の研修並びに研究に関する事項
- (7) 看護教育の実態についての調査研究
- (8) 看護教育の助言及び指導に関する事項
- (9) その他、本会の目的達成のために必要な事項

第3章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、本会の事業に賛同して次条の規定により入会した看護学校を設置する法人。但し、国、地方公共団体、公法人が設置主体の場合は「看護学校」を会員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 本会の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込をし、その承認を得なければならない。

(会費)

第7条 会員は、別に定める会費規定に従い会費を納めなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、第17条2項の定めにより当該会員を除名することができる。

- (1) この会則その他の規則に違反したとき
- (2) 本会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為を行ったとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員の資格喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 閉校
- (2) 総会員が同意したとき
- (3) 会費を会費規定が定める期限までに納入しないとき

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、全ての会員をもって構成する。

- 2 総会の出席者は、会員に所属する看護職の代表者とする。
- 3 会員は、前項の代表者を定め本会に届け出ておかなければならない。

(権限)

第12条 総会は次の事項を審議する。

- (1) 会則の変更に関する事項
- (2) 理事及び監事の選任または解任
- (3) 予算及び決算の承認
- (4) 会員の除名
- (5) 解散及び残余財産の処分に関する事項
- (6) 理事会において総会に付議した事項
- (7) その他総会で決議するものとしてこの会則で定められた事項

(開催)

第 13 条 総会は、毎事業年度終了後 3 カ月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 14 条 総会は、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総会の招集に当たっては、少なくとも 1 か月以前に、その会議に付議すべき事項、日時及び場所を記載した書面をもって、会長が会員に通知するものとする。
- 3 総会員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び召集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長及び書記)

第 15 条 総会の議長及び書記は、会長が会員の中から指名する。

(議決権)

第 16 条 総会における議決権は、会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 17 条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 会則の変更
 - (4) 解散
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。但し、「事前決議」にて承認を得た場合は、理事又は監事については全員一括で第 1 項の決議を行う。理事又は監事の候補者の合計が第 19 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数に達するまでの者を選任することとする。
- 4 複数の看護学校を設置する会員は、設置する施設と同数の代表者を総会に出席させることができる。但し、会員の出席数としては 1 人とする。

(議事録)

第 18 条 総会の議事については、議事録を作成する。

- 2 議長及び議長が指名する出席した理事のうち 2 名は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第19条 本会に次の役員をおく。

- (1) 理事 8名
 - (2) 監事 1名
- 2 理事のうち1名を会長とし、4名を副会長とする。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、この会則で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、この会則で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行し、理事は理事会において別に定めるところにより、理事会を構成する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、監査報告書を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事は、同一職に引き続き就任するときは、選任後6年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時を超えて就任することができない。
- 3 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事又は監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第25条 理事及び監事は、無報酬とする。

第6章 理事会

(構成)

- 第26条 本会に理事会を置く。
- 2 理事会は全ての理事をもって構成する。

(権限)

- 第27条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) 本会の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督

(招集)

- 第28条 理事会は、会長が招集する。
- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(決議)

- 第29条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

- 第30条 理事会の議事については、議事録を作成する。
- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(専決事項)

- 第31条 会長は緊急を要する案件について、会議を招集する時間が無い時は、これを専決することができる。この場合、事後に開かれる最初の総会に報告し、承認を得なければならない。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

- 第32条 本会の事業年度は、毎年4月1日から始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第33条 本会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 34 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の付属明細書
- (3) 収支決算書

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類の他、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、会則と会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第 8 章 会則の変更及び解散

(会則の変更)

第 35 条 この会則は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 36 条 本会は、総会の決議により解散する。

第 9 章 補 足

(事務局)

第 37 条 本会の事務を処理するため、事務局及び事務職員を置く。

第 10 章 細 則

(委任)

第 38 条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な細則は、理事会の決議により別に定める。

附則

この会則は、平成 25 年 5 月 15 日から施行する。

この会則は、平成 28 年 5 月 11 日から施行する。

この会則は、令和 5 年 5 月 16 日から施行する。